

## 議案第 7 号

### 教職員の悩み相談員設置規程を廃止する訓令について

以下の理由により、教職員の悩み相談員設置規程を廃止する訓令案を別紙のとおり提出する。

平成28年 3月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

#### 理 由

教職員の悩み相談員配置事業は平成13年度から実施してきたが、現在実施している他の事業（嘱託保健師、臨床心理士及び精神科医による相談事業等）への移行が行えると判断し、平成27年度に休止した。平成28年度以降も引き続き実施する予定がないことから、教職員の悩み相談員設置規程を廃止する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

**沖縄県教育委員会訓令第 号**

**教職員の悩み相談員設置規程を廃止する訓令**

教職員の悩み相談員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第5号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要説明

課名 学校人事課

## 1 件名

教職員の悩み相談員設置規程を廃止する訓令

## 2 訓令の廃止理由

教職員を取り巻く教育環境が大きく変化していく中、教職員は生徒指導、教科指導、学級経営等で悩みやストレスを抱えており、現在、教職員のメンタルヘルス対策として、嘱託保健師、臨床心理士及び精神科医による相談事業や保健スタッフによる学校訪問等多種多様な角度から対策を講じている。

教職員の悩み相談員を県立学校に派遣する「教職員の悩み相談事業」は、平成13年度から実施しているが、現在実施している他の事業への移行が行えると判断し、平成27年度に休止している。平成28年度以降も引き続き実施する予定がないことから、教職員の悩み相談員設置規程を廃止する必要がある。

## 3 訓令案の概要

教職員の悩み相談員設置規程を廃止する。

## 4 施行期日

平成28年4月1日

## 5 添付資料

教職員の悩み相談員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第5号）

○教職員の悩み相談員設置規程

教職員の悩み相談員設置規程

平成20年3月27日  
教育委員会訓令第5号

改正 平成25年3月30日教育委員会訓令第1号  
教職員の悩み相談員設置規程を次のように定める。

教職員の悩み相談員設置規程

(設置)

第1条 県立学校の教職員の教育活動に関する悩み等の解消を図るため、教育庁学校人事課に教職員の悩み相談員(以下「相談員」という。)を設置する。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 相談員は、教育庁学校人事課長の指揮監督を受けて、県立学校の教職員の教育活動に関する悩み等の相談に対し助言等を行う業務に従事する。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 相談員は、学校教育に関する専門的な知識を有する者のうちから沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

2 相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

第5条 相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 相談員の1月の勤務日数は、17日以内とし、勤務する日は、教育庁学校人事課長が別に定める。

2 相談員の勤務場所及び勤務時間は、教育庁学校人事課長が別に定める。

(服務)

第7条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 相談員として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月30日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。